

し尿処理施設点検整備業務委託
仕様書

令和4年6月

塩谷広域行政組合

第1章 一般仕様書

第1節 総 則

1 目的

労働安全衛生法第45条第1項及びクレーン等安全規則第34条第1項の規定に基づくホイストクレーンの年次定期自主検査及び、各設備の点検整備により、施設の性能維持を目的とする。

2 業務概要

委託業務名：し尿処理施設点検整備業務委託

委託業務場所：栃木県矢板市安沢3622番地1 しおやクリーンセンター

委託業務期間：契約日から令和4年12月20日

委託業務内容：特記仕様書のとおり

3 実施日

本委託業務を実施する日は、平日とする。ただし、点検対象設備が平日に停止することができない等の理由がある場合については、土曜、日曜又は祝日に実施することとし、実施日については、担当者と協議の上決定する。

なお、点検整備が完了した機器については、その都度、受注者立会のもと本組合職員の立会確認を受けるものとする。土曜日及び日曜日に完了した際には、月曜午前9時から立会確認を受けるものとし、祝日に完了した際には、その翌平日午前9時に立会確認を受けるものとする。

第2節 一般事項

1 適用範囲

別紙設計書のとおり

2 受注者の責務

受注者は、本組合と十分な協議を行い、委託業務の意図及び目的を十分に理解し、本委託業務を遂行しなければならない。

3 関係法令等の遵守

本委託業務の実施に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、関連する法令、規則、通知等を遵守すること。

4 秘密の保持等

- (1) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密又は個人情報を漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた設計図書等（委託業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

5 提出書類

受注者は、委託業務の着手及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

(1) 着手時

- ① 着手届
- ② 工程表
- ③ 業務管理責任者届及び経歴書
- ④ 作業員名簿
- ⑤ 使用材料確認書

(2) 完了時

- ① 完了届
- ② 引渡し通知書
- ③ 報告書
 - ・ 業務概要
 - ・ 実施工程表
 - ・ 点検報告書（写真添付）

④ その他必要な書類

6 業務管理責任者

受注者は、本委託業務を遂行するため、専門的知識を有し、十分な経験を有する者を業務管理責任者として定めなければならない。なお、業務管理責任者は、本委託業務全般の管理を行うものとする。

7 工程

受注者は、本委託業務の遂行上、工程に変更が生ずると予測される場合、直ちに工程表の変更届を提出し、本組合と協議を行い、承認を受けなければならぬ。

8 検査

受注者は、本委託業務の完了後 10 日以内に検査を受けなければならぬ。検査時点で受注者の帰すべき理由により修補が必要な箇所が指摘された場合は、受注者は速やかに修補を行うものとし、これに要した費用は受注者の負担とする。

なお、委託業務期間内の検査とし、目的物の引渡しは委託業務期間内に行うものとする。

9 疑義の解釈

本委託業務の遂行にあたり、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項について、組合と協議の上、本委託業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

10 その他

本委託業務に必要な資機材等はすべて受注者の負担とする。

第2章 特記仕様書

次に示す箇所を点検し、整備をするものとする。分解点検において、本仕様書に記載された部品以外の物に破損や消耗箇所が確認された場合には、点検整備報告書に示すものとするが、使用不能と判断された場合には、当組合と協議し対処するものとする。

1 前処理設備点検整備

ドラムスクリーン及びスクリュープレスの点検を行い、消耗部品の交換及びスクリュープレスのシャフト肉盛り溶接・研磨を行うこと。

2 モーノポンプ点検整備

投入ポンプ、凝集原水ポンプ、逆洗排水ポンプ、雑排水ポンプの消耗部品を納入すること。

3 ブロワ点検整備

貯留槽攪拌ブロワ（No.2）、流動床ブロワ（No.2）及び曝気ブロワ（No.2）の点検を行い、消耗部品の交換を行うこと。

4 オゾン発生器点検整備

オゾン発生装置（オゾン発生器、空気浄化装置、排オゾンモニタ、コンプレッサ）の点検を行い、消耗部品の交換整備を行うこと。

5 脱水機点検整備

濃縮機（No.2）の点検を行い、消耗部品の交換を行うこと。

6 電気計装点検整備

PH計、DO計、水質分析計の電気計装の点検を行い、電極及び消耗部品の交換を行うこと。

7 ポンプ点検

排水ポンプの点検及びオイルの交換、液体サイクロン供給ポンプの消耗部品の交換を行うこと。

8 ホイストクレーン点検

ホイストクレーン3台の法定点検を行うこと。